

年齢計算ニ関スル法律

明治35年法律第50号

- 1 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 2 民法第143条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス
- 3 明治6年第36号布告ハ之ヲ廃止ス

この PDF ファイルは「[インターネット六法.com](https://xn--eckumux0ukey120betvc.com)」で掲載中の法令をそのまま PDF 化したものです。
誤字脱字や条文が抜けている等間違っ箇所を発見した場合は、お手数ですが「お問い合わせ
(<https://xn--eckumux0ukey120betvc.com/pages/contact/>)」よりお教えてください。よろしくお願いいたします。

インターネット六法が少しでもあなたの役に立てれば光栄です。
これからもインターネット六法を宜しく申し上げます。
